

議決事項第3号

(資料)

学校教育法(抜粋)

(昭和22年3月31日 法律第26号)

(最終改正 平成30年6月1日 法律第39号)

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

附則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の八、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(抜粋)

(昭和38年12月21日法律第182号)

(最終改正 令和元年6月14日法律第37号)

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜粋）

（昭和39年2月3日政令第14号）

（最終改正 令和元年9月11日政令第97号）

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（抜粋）

（昭和39年2月14日文部省令 第2号）

（最終改正 令和2年12月28日文部科学省令第97号）

第6条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第15条第2項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第3項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 3 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号）第12条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合、当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間

(案)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年12月21日法律第182号、以下「無償措置法」という。）第10条、第11条、第13条及び第14条の規定により、市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科用図書の採択について、県教育委員会が行う指導、助言又は援助並びに県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について次の事項を諮問します。

- (1) 義務教育諸学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）教科用図書の採択基準及び選定資料について
- (2) 令和5年度使用教科用図書の採択（県立中学校、特別支援学校（小・中学部））について

令和4年4月28日

令和4年度奈良県教科用図書選定審議会会長 殿

奈良県教育委員会